

令和6年度特別支援保育入園について

1 千歳市の特別支援保育について

(1) 目的

心身の障がいなどにより集団保育の中で支援を必要とする児童に対して、一般児童とともに適切な指導を行いながら保育することによって、健全な成長発達を促し、児童の福祉増進を図ることを目的とします。

(2) 対象児童

- ・ 千歳市保育の必要性の基準等に関する規則（平成26年規則第58号、以下「規則」という。）第2条第1項に定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である児童（2号認定を受ける児童）
- ・ 入園日の年齢がおおむね3歳以上の児童
- ・ 通所受給者証の交付を受けている児童
- ・ 保育施設での集団保育が可能であり、専門委員会により健全な成長発達が促されると認められた児童
- ・ 継続的な通園が可能である児童
- ・ その他特に特別支援保育が必要であると認められる児童

(3) 実施施設の定員及び新規受入予定人数

区分	公私	施設名	住所	定員	新規受入 予定(R6.4)
認定こども園 (幼保連携型)	公立	認定こども園ひまわり	新富2丁目4-60	各9名 程度	各若干名
	公立	認定こども園つばさ	花園4丁目3-1		
	私立	北斗認定こども園	新富1丁目1-41	各4名 程度	
	私立	アリス認定こども園	勇舞1丁目1-1		
	私立	認定こども園千歳春日保育園	春日町2丁目1-9		
	私立	あずさつくし認定こども園	あずさ5丁目21-1		
	私立	認定こども園 北陽幼稚園・第2北陽保育園	北陽8丁目2-8		
	私立	認定こども園千歳第2幼稚園	新富1丁目6-21		
	私立	住吉認定こども園	豊里3丁目9-5		
	私立	認定こども園つくし保育園	富丘1丁目5-13		
	私立	認定こども園向陽台	若草5丁目2-2		
	私立	あんじゅ認定こども園	春日町5丁目1-10		

	私立	認定こども園 向陽台つくし幼稚園	若草 5 丁目 3-1	3 名程 度	各若干名
	私立	認定こども園おひさま	みどり台南 2 丁目 12-6	各 4 名 程度	
(保育所 型)	私立	あさ陽認定こども園	流通 3 丁目 1-22		
保育所	私立	ちとせスマイル保育園	住吉 5 丁目 1-24	3 名程 度	

※ 入園児童 3 人に対し、保育士 1 人を基本に職員を配置します。また、専門委員会において 1 対 1 または 2 対 1 の保育が必要と判断された場合は、入園児童 1 ～ 2 人に対し、1 人の保育士を配置することになります。したがって、特別支援保育の定員数である 72 名までの受入れができない場合があります。

(3) 選考方法について

入園予定者の選考に際し、入園の可否については「年齢順位」と「保育を必要とする順位」を考慮の上行います。

(ア) 年齢順位

- ① 5 歳児
- ② 4 歳児
- ③ 3 歳児

(イ) 保育を必要とする順位

- ① 要保護児童
- ② 保護者が就労している世帯
- ③ 保護者が就労予定の世帯
- ④ 保護者が求職活動を行っている世帯
- ⑤ その他保育を行う必要があると認める世帯

(4) 保育の方法、保育時間等について

- ・ 特別支援保育は、個々の発達状況を考慮した保育を行うとともに、正しい発達を促すため、必要に応じて専門委員会や関係機関の助言、指導を受けて進めますが、児童発達支援センターで行うような専門的な療育を行うわけではありません。
- ・ 特別支援枠の保育状況については、毎月児童発達支援センターに報告書を提出し、連携を取りながら保育をします。
- ・ 特別支援枠の保育時間は、施設長がお子さんの状態を考慮し認定された保育時間での保育が難しいと判断した場合は、規則第 3 条第 1 項の規定により認定された保育標準時間または保育短時間とは別に、個々に保育時間を定めることができます（その場合、平日の午前 9 時から午後 4 時までの範囲でのご利用となる場合があります）。なお、現在入園中の児童で、施設からの通告により特別支援枠に切替える児童の保育時間については、在籍施設にご確認ください。
- ・ 保育士体制が異なり、お子さんの安全の確保が難しいため、特別支援枠に認定された場合は、千歳みどりの保育園で実施している「休日保育事業」をご利用いただくことはできません。
- ・ 入園当初は慣らし保育（給食前までの短時間保育）を行い、児童の様子、体力などを見ながら保護者と相談し、保育時間を延長していきます。

(5) 保育が困難となった場合の対応

仮入園期間において、お子さんの状況によって集団保育が困難と認められるときは、入園できない場合があります。

【注意事項】

特別支援保育については、各認定こども園・認可保育所とも限られた人員で実施するため、申込みされた方全員が利用できない場合があります。また、受入枠が施設ごとに異なるため、ご希望の施設に入園できない場合もありますので、ご了承ください。

2 入園の手続き

(1) 見学会

7月31日(月)から8月18日(金)の期間に、各施設で見学会を行います(別紙参照)。各施設の時間帯で見学、質疑応答を行います。申込みをされた方は、お子さんと一緒に各施設へ直接向かってください。

実施場所：各保育施設

申込方法：各保育施設に直接電話し事前予約を行ってください。

申込期限：令和5年7月28日(金)

※当日欠席される場合は必ず予約した保育施設にご連絡ください。

(2) 特別支援保育の入園申請

令和6年4月1日から特別支援保育をご希望される方は、8月21日(月)から9月8日(金)までにこども政策課保育係(市役所第2庁舎1階3番窓口)に、「特別支援保育入園申請書及び同意書」を提出してください。

(3) 面接

9月29日(金)に総合福祉センター2階で面接を行います。時間等につきましては別途ご連絡いたします。面接では、保護者からの聞き取りとお子さんの発達観察を行います。

(4) 仮入園

専門委員会による審議を経て、福祉事務所長が仮入園を適当と認めたときは、11月下旬頃に仮入園を実施します。

(5) 決定通知の発送

12月上旬以降に入園の可否の決定通知を送付します。入園「可」と決定された方は、後日、教育・保育給付認定のための必要書類を提出していただきます。

※ 必要書類の提出の際に、保育の要件を証明する書類(例：就労の場合は就労証明書等)も添付していただきます。

3 1号認定のお子さんについて

専門委員会の審議を経て、特別支援保育入園の対象となる児童は「2号認定」を受けられる児童であり、「1号認定」の児童は対象となりません。

1号認定に該当し、障がいや発育の遅れなどがある児童については、受入れ可能な範囲で、市立認定こども園ひまわりと市立認定こども園つばさで入園を受付けています。受入れの可否については、対象施設が個別に、選考や抽選、仮入園等により判断いたします。

なお、1号入園の申請は2-(2)と同様に、こども政策課保育係で受け付けます。